



2018年4月10日

各位

会社名 株式会社メドレックス
 代表者名 代表取締役社長 松村米浩
 (コード番号：4586 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役経営管理部長 北垣栄一
 (TEL. 03-3664-9665)

第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び 第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2018年4月10日開催の取締役会において、以下のとおり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当予定先として、第三者割当の方法により第13回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で第三者割当契約を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

① 割 当 日	2018年4月27日
② 発行新株予約権数	25,000個
③ 発行価額	総額9,875,000円（新株予約権1個当たり395円）
④ 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は1,047円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株であります。
⑤ 資金調達額	4,346,475,000円（差引手取概算額）（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 1株当たり1,744円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されますが、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑧ 割当予定先	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
⑨ その他	本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、2018年5月1日から2019年5月1日までです。 当社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約を締結する予定です。当該第三者割当契約において、以下の内容等について合意する予定です。詳細については、下記2.（2）「資金調達方法の概要」及び10.（5）「ロックアップについて」をご参照ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先による本新株予約権の行使コミット ・ 当社による本新株予約権の行使停止 ・ ロックアップ <p>なお、当該第三者割当契約において、割当予定先は、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意する予定です。</p>
--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System)、薬物のナノコロイド^{*2}化技術を利用した独自の経皮吸収型製剤技術NCTS[®] (Nano-sized Colloid Transdermal System) を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収^{*3}性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジン^{*4}テープ剤)、MRX-10XT : 中枢性鎮痛貼付剤 (オキシコドン^{*5}テープ剤)、MRX-5LBT : 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬 (リドカイン^{*6}テープ剤)、MRX-5DML : アルツハイマー治療薬 (ドネペジル^{*7}・メマンチン^{*8}含有貼付剤) の4つのパイプラインについて米国での製品化に向けた開発を推し進めております。

CPN-101 (MRX-4TZT) については、2017年4月にインドの製薬会社Cipla Ltd. の米国100%子会社であるCipla USA Inc. との間で、世界的な開発・販売ライセンス契約 (但し、東アジアを除きます。) を締結し (その後、Ciplaグループ内の再編により、契約相手先はCipla Technologies, LLCに変更となっております。)、2017年12月に、契約一時金を研究開発等収入として売上高に計上しており、今後は、提携先とともに次のステップの臨床開発を進めて行く予定です。MRX-10XTについては、2017年10月より第I相臨床試験^{*9}を実施し、2018年2月に疼痛治療に十分な血中薬物濃度を実現できる可能性が高いという結果が判明しております。今後、当社グループにおいて臨床開発を進めるとともに、早期の事業提携も視野に入れてライセンス活動に取り組んで行く方針です。MRX-5LBTについては、早期の新薬承認申請 (New Drug Application) に向けて臨床開発を進め、MRX-5DMLについては、非臨床試験^{*10}の実施準備段階から非臨床試験の実施段階へ進める計画です。

しかし、現行のパイプラインは当社独自の経皮製剤技術ILTS[®]、NCTS[®]を用いたものであり、分子量数万以上のワクチン抗原やタンパク医薬等については、ILTS[®]、NCTS[®]をもってしても経皮吸収させることは困難です。当社は、このような分子量数万を超えるターゲットについては、角質層を無痛で局所的に破壊してワクチン抗原や薬剤を真皮層に強制的に投与するデバイスとして、マイクロニードルアレイの開発にも注力してきました。

今回の資金調達の目的は、マイクロニードルアレイの製造設備を整備するための資金を機動的に得ることにあります。

当社のマイクロニードル技術は、ワクチン抗原^{*11}や薬剤の確実な投与を実現するための、高い穿刺性をもたらす針形状やマイクロニードルを確実にかつ簡単に皮膚内へ挿入するアプリータ (挿入器具) 等に特長があり

ます。マイクロニードルの針形状やアプリケーション及びその他のマイクロニードルに関する当社独自の技術については、特許出願の上権利化を図っております。当社は、以前、帝人株式会社（以下「帝人」といいます。）と提携してマイクロニードルアレイの研究開発を行ってまいりましたが、帝人の事業戦略上の理由により、2015年10月に提携を解消するに至りました。しかし、その後も経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業に採択されるなど、当社独自で研究開発を重ねてまいりました。2016年5月には、当該支援事業の成果の一部として、ロンドンで開催された第4回マイクロニードル国際学会MICRONEEDLES 2016において、マイクロニードルの皮膚への挿入深度を明確に計測する方法を確立し、ミニブタを用いた試験において当社製のマイクロニードルが十分な深度まで皮膚内に挿入できていることを確認したことを発表しております。また、2016年10月には、第20回日本ワクチン学会学術集会において、当社と北里第一三共ワクチン株式会社が共同で実施したマイクロニードルを用いたワクチン経皮接種によるマウスの免疫原性に関する研究成果として、マイクロニードルを用いたワクチン経皮投与が従来の投与方法に比較して早期の抗体価^{*12}上昇及び高い抗体価上昇を誘導することが見出され、マイクロニードルは抗原量の低減化や早期の抗体価上昇が必要とされるワクチンへの適用が期待されることを発表しております。この他にも、国内外のワクチンメーカーや製薬会社等と、マイクロニードルの実用化可能性を探るための共同研究を実施中又は実施に向けた協議を行っております。

当社としては、医薬品用途として世界初となるマイクロニードルアレイ事業において、ワクチンメーカーや製薬会社との協業を具現化するためには、商業生産まで責任を持って実行できる技術力及び財務基盤を早い段階で示すことが不可欠であると考え、マイクロニードルアレイの実用化に向けてその供給体制を整備すべく、第Ⅰ相及び第Ⅱ相臨床試験向けのマイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備、並びに第Ⅲ相臨床試験及び商業生産向けのマイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備に必要な資金を得ることを目指して、今回の資金調達を企図しました。

なお、下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、当社の第11回新株予約権の一部及び第12回新株予約権の全部は未行使であり、その行使価額（それぞれ1,053円及び1,580円）は当社普通株式の最近の株価より低いことから、いつでも行使され得る状態にあります。しかしながら、残存する第11回及び第12回新株予約権で予定していました調達額389百万円は、CPN-101（MRX-4TZT）の開発・販売ライセンス契約に基づくマイルストーン収入等による当社の手元資金で賄うことができることから、当社は、本日、残存する第11回及び第12回新株予約権の取得及び消却を決議した上で本新株予約権の発行を決議しております。行使コミット条項（下記2.（2）②「行使コミット条項」をご参照ください。）が付された本新株予約権の発行により、当社は、高い蓋然性をもって、マイクロニードルアレイの供給体制の早期実現のための資金調達を短期間で行うことができると判断しております。第11回及び第12回新株予約権の取得及び消却の詳細につきましては、本日付プレスリリース「第11回及び第12回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

当社では、マイクロニードルアレイの最大のターゲットコンテンツの一つとしてワクチンを想定しています。世界のワクチン市場は2022年には約5兆円に達すると言われる規模であり、その巨大市場にアクセスするマイクロニードルアレイ事業を積極的に進めることは、当社の中長期的な企業価値を飛躍的に向上させることに繋がると考えております。

（語句説明）

(*1) イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高いイオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶

媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、又は、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System) と呼んでいます。

- (*2) コロイドとは、液体、固体又は気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドとは、粒子がナノサイズのコロイドです。
- (*3) 経皮吸収とは、皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させることです。
- (*4) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。
- (*5) オキシコドンとは、中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。
- (*6) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (*7) ドネペジルとは、アセチルコリンエステラーゼ阻害薬で、アルツハイマー型認知症及びレビー小体型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*8) メマンチンとは、グルタミン酸NMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*9) 臨床試験とは、薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称です。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第Ⅰ相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第Ⅱ相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第Ⅲ相試験に区分されます。
- (*10) 非臨床試験とは、薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験です。
- (*11) 抗原とは、生体内に侵入したウイルスや細菌等の異物のことで、免疫細胞が認識し反応することでウイルスや細菌等に対抗する物質（抗体）を生み出す標的となる物質です。
- (*12) 抗体価とは、ウイルスや細菌等の抗原に対抗する物質である抗体の量や強さのことです。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、行使期間を2018年5月1日から2019年5月1日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②及び③に記

載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の第三者割当契約において、割当予定先が一定条件のもとで本新株予約権の行使コミットを行うことにより、当社は高い蓋然性をもって短期間における資金調達を実現することが可能となります。また、当社が割当予定先に対して停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。

- 本新株予約権の行使価額は、当初 1,744 円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、2018 年 5 月 1 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の 92%に相当する金額に修正されます。但し、行使価額の下限は 1,047 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 60%の水準）です。
- 行使期間は、2018 年 5 月 1 日から 2019 年 5 月 1 日までです。

② 行使コミット条項

割当予定先は、2018 年 5 月 1 日以降、120 計算対象日（概ね 6 ヶ月）以内（但し、当該期間の終了日より前に 2019 年 5 月 1 日が到来した場合には、割当予定先は本新株予約権の行使を行う義務を免除されます。）に、保有する全ての本新株予約権を行使することを約束しています（以下「行使コミット」といいます。）。

この仕組みにより、当社は高い蓋然性をもって短期間における資金調達を実現することができます。但し、計算対象日とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます（以下同じです。）。

- (i) 当該取引日における権利行使価額が下限行使価額となる場合
- (ii) 当該取引日における当社普通株式の株価（気配値を含みます。）が一度でも直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 92%以下となった場合
- (iii) 当該取引日が行使停止期間（下記 2.（2）「③当社による行使停止」をご参照ください。）に該当する場合
- (iv) 当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合
- (v) 災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

③ 当社による行使停止

- 当社は、行使期間中のいずれかの日において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- 当社は、停止指示を行う際、又は一旦行った停止指示を取り消す際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2019 年 5 月 1 日において未行使の本新株予約権が残存

している場合、本新株予約権1個当たり395円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

（3）資金調達の方法を選択した理由

① 本新株予約権の主な特徴

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、事業計画の遂行に資する、実現蓋然性の高い資金調達手法かどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

- ・ 短期間における資金調達の実現の蓋然性が高いと考えられること
上記（2）「資金調達方法の概要」にも記載のとおり、割当予定先は、保有する全ての本新株予約権を120計算対象日以内に行使します。この仕組みにより、短期間での資金調達を高い蓋然性をもって実現することが可能となると考えられます。
- ・ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - （i）本新株予約権に係る潜在株式数は2,500,000株（2018年4月9日現在の発行済株式総数10,071,400株の24.8%（小数点以下第2位を四捨五入））と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
 - （ii）本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示を行うことができます。
- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと
下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
 - （i）上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
 - （ii）行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
 - （iii）下限行使価額が1,047円に設定されていること
- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

② 本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権の下限行使価額は1,047円に設定されており、株価水準によっては新株予約権が行使されず、資金調達ができない可能性があります。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。

ます。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

③ 他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴

- ・ 上記（１）「資金調達の主な目的」に記載のとおり、当社は、マイクロニードルアレイの工場の建設・整備が今後の事業展開に不可欠であると考えており、資本金の調達により財務基盤の強化を図ることが当社の利益に資すること、また当社の財政状態に鑑み新規の借入れを行うことは極めて困難であることから、借入金ではなくエクイティ・ファイナンスによる調達を検討いたしました。
- ・ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、１株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で、実際の調達金額が予定される金額を下回る可能性はあるものの、上記の仕組みにより、短期間におけるまとまった資金の調達を可能にしつつ、株価への影響の軽減も期待することができます。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

調達する資金の総額	4,369,875,000 円
内訳	
本新株予約権の発行による調達額	9,875,000 円
本新株予約権の行使による調達額	4,360,000,000 円
発行諸費用の概算額	23,400,000 円
差引手取概算額	4,346,475,000 円

（注）１ 本新株予約権の行使による調達額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は減少します。

（注）２ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

（２）本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
マイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備	520	2018年5月～2019年6月
マイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備	3,826	2019年11月～2020年12月

（注）１ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管いたします。

（注）２ 上記資金使途は、現時点での当社の研究開発及び設備投資方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発及び設備投資方針を変更した場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。

(注) 3 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は第三者割当契約において2018年5月1日以降、120計算対象日(概ね6ヶ月)以内に、保有する全ての本新株予約権を行使することをコミットしていますが、当該計算対象日には、上記2.(2)「資金調達方法の概要」に記載のとおり、一定の事由が発生した日が含まれないため、現時点において調達できる資金の額及び支出予定時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合又は調達資金が超過した場合には、上記マイクロニードルアレイ量産工場の生産能力の縮小又は増強を行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2.「募集の目的及び理由」及び3.「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、今回調達する資金は、供給体制整備によるマイクロニードルアレイ事業の立ち上げを目的としたものであり、今後の当社の発展に大きく寄与して、中長期的な企業価値の向上に資する合理的なものであると考えています。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、2018年4月9日時点における当社の株価(1,744円)、当社株式のボラティリティ(86.2%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(Δ 0.1%)、割当予定先の行使コミット条項に基づく権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向(市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること)等について一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に亘り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。)を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金395円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2018年4月9日)の東証終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である1,047円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記10.(3)②及び③に記載の最近6か月間の東証終値の平均値(1,354円)及び発行決議日直前取引日の東証終値(1,744円)と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えています。

当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できる

こと等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利でないと判断しています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式は、本新株予約権の全てが行使された場合において最大で 2,500,000 株であり、2018 年 4 月 9 日現在の当社発行済株式総数 10,071,400 株に対し最大 24.8% (2018 年 4 月 9 日現在の総議決権 100,590 個に対し最大 24.9%) (小数点以下第 2 位を四捨五入) の希薄化が生じるものと認識しております。

当社は、当該資金調達により、上記 2. (1) 「資金調達の主な目的」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしております。よって、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式の発行数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 2,500,000 株に対し、それぞれ、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 945,786 株、過去 3 か月間における 1 日当たり平均出来高は 968,702 株、過去 1 か月間における 1 日当たり平均出来高は 852,970 株であり、一定の流動性があること、②複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと、及び③当社が、当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の発行に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
(2) 所 在 地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
(3) 代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイリー
(4) 事業内容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用
(5) 資 本 金	2,342 百万ポンド (2017 年 6 月 30 日現在) (341,440 百万円) (換算レートは 1 ポンド 145.79 円 (2017 年 6 月 30 日の仲値) です。)
(6) 設 立 年 月 日	1836 年 6 月 1 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 2,342 百万株 (2017 年 6 月 30 日現在)
(8) 決 算 期	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	98,500 名 (常勤換算、2017 年 6 月 30 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	-

(12) 大株主及び持株比率	パークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2017年6月30日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。(注)		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万ポンド。特記しているものを除く。)		
決算期	2014年12月期	2015年12月期	2016年12月期
連結純資産	66,045	66,019	70,955
連結総資産	1,358,693	1,120,727	1,213,955
1株当たり連結純資産(ポンド)(注)	28.19	28.18	30.29
連結営業収益	23,167	21,046	20,096
連結税引後利益	854	1,238	3,729
1株当たり連結税引後利益(ポンド)(注)	0.36	0.53	1.59
1株当たり配当金支払額(ポンド)	0.35	0.37	0.27
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式総数で除した値を記載			
	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
連結純資産	12,189,926	9,624,910	10,344,529
連結総資産	250,773,967	163,390,789	176,982,499
1株当たり連結純資産(円)	5,203.68	4,108.72	4,415.91
連結営業収益	4,275,933	3,068,296	2,929,796
連結税引後利益	157,623	180,488	543,651
1株当たり連結当期純利益(円)	67.29	77.05	232.08
1株当たり配当金支払額(円)	64.60	53.94	39.36
換算レートは1ポンド145.79円(2017年6月30日の仲値)です。			

(注) 当事会社間の資本関係に関して、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、割当予定先のグループの日本法人であるパークレイズ証券株式会社からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を短期間で確実に調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったことに加え、以下の①及び②の事情から、本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が割当予定先により行われると期待されること等を総合的に勘案し、パークレイズ証券株式会社の提案を採用し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当予定先として選定いたしました。

- ①割当予定先のグループが東京証券取引所において高い日本株の売買シェアを有していること
- ②割当予定先のグループが優れた株式売買プラットフォームを有していること

本新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券株式会社のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社と割当予定先との間で締結予定の第三者割当契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、割当予定先が当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、割当予定先の代理人であるパークレイズ証券株式会社の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、割当予定先との間で締結予定の第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ①当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使（単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合における、当該 10% を超える部分に係る行使をいう。）を割当予定先に行わせない。
- ②割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合（なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。）、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先が 2017 年 9 月 29 日に関東財務局へ提出した外国会社半期報告書（自 2017 年 1 月 1 日 至 2017 年 6 月 30 日）の補足書類（1）に記載されている 2017 年 6 月 30 日現在の要約連結貸借対照表から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンク・

ピーエルシーとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券賃貸借契約を締結する予定はありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）により承認され、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています（登録番号はNo. 1026167）。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

7. 大株主及び持株比率

(2017年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
雨堤 正博	東京都渋谷区	600,000	6.75%
株式会社MM	香川県東かがわ市湊 616 番地 8	360,300	4.05%
奈良田 隆	東京都港区	356,900	4.01%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番 10 号	276,100	3.10%
松村 米浩	東京都文京区	233,100	2.62%
松村 眞良	香川県東かがわ市	200,000	2.25%
鞍馬 秀輝	東京都大田区	144,800	1.62%
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町 1 丁目 4 番地	140,000	1.57%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号	107,300	1.20%
村上 修作	大阪府泉南市	104,000	1.17%
計	—	2,522,500	28.38%

(注) 1 割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を比較的短期間で売却する方針であるため、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は記載していません。

(注) 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社

は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの用途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の行使により新たに発行される当社普通株式は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
連結売上高	37百万円	22百万円	198百万円
連結営業利益	△999百万円	△1,342百万円	△983百万円
連結経常利益	△990百万円	△1,301百万円	△988百万円
親会社株主に帰属する 連結当期純利益	△878百万円	△1,259百万円	△884百万円
1株当たり連結当期純利益	131.21円	155.48円	△103.16円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	396.79円	285.52円	218.72円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,061,400株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,022,000株	10.2%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社役職員向けのストックオプション制度に係る潜在株式数並びに残存する第11回及び第12回新株予約権（第三者割当）に係る潜在株式数の合計であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
始値	869円	563円	474円
高値	1,446円	1,629円	1,465円
安値	500円	341円	453円
終値	560円	477円	1,190円

② 最近6か月間の状況

	2017年 10月	11月	12月	2018年 1月	2月	3月	4月
始 値	717 円	1,350 円	1,281 円	1,206 円	1,320 円	1,739 円	1,900 円
高 値	1,465 円	1,370 円	1,302 円	1,444 円	1,753 円	2,139 円	1,980 円
安 値	664 円	979 円	1,058 円	1,174 円	1,250 円	1,620 円	1,680 円
終 値	1,390 円	1,299 円	1,190 円	1,295 円	1,439 円	1,893 円	1,744 円

(注) 2018年4月については、2018年4月9日現在で表示しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年4月9日
始 値	1,718 円
高 値	1,775 円
安 値	1,700 円
終 値	1,744 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行

割 当 日	2015年12月7日
発 行 新 株 予 約 権 数	1,600,000 個
発 行 価 額	総額 4,800,000 円 (新株予約権 1 個当たり 3.0 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,122,600,000 円
割 当 先	Evolution Biotech Fund
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	6,689,700 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,600,000 株 上限行使価額は 1,159 円で、下限行使価額は 463 円ですが、上限行使価額及び下限行使価額のいずれにおいても、潜在株式数は、1,600,000 株です。
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：1,600,000 株 (残新株予約権数 0 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	838 百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①MRX-5LBTの米国における臨床開発及びその付帯費用 (492百万円) ②MRX-4TZT の非臨床試験、米国における臨床第 I 相試験費用 (630 百万円)

発行時における 支出予定時期	2015年12月～2017年9月
現時点における 充当状況	MRX-5LBTの米国における臨床開発及びその付帯費用、MRX-4TZZTの非臨床試験、米国における臨床第I相試験費用等に充当済。

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2016年6月30日
調達資金の額	631,800,000円
転換価額	1,053円
募集時における 発行済株式数	8,289,700株
割当先	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：600,000株
現時点における 転換状況	転換済株式数：600,000株 (残高0円)
発行時における 当初の資金使途	①MRX-4TZZTの米国における臨床試験費用（480百万円） ②MRX-5DMLの非臨床試験、米国における臨床試験、及びその付帯費用（1,230百万円） ③米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用（504百万円） 但し、金額は下記第11回及び第12回新株予約権による調達予定資金額を合算したもの。
発行時における 支出予定時期	2016年7月～2018年10月
現時点における 充当状況	MRX-4TZZTの米国における臨床試験費用、並びにその他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用として充当済。

・第三者割当による第11回及び第12回新株予約権の発行

割当日	2016年6月30日
発行新株予約権数	第11回新株予約権：120個 第12回新株予約権：40個
発行価額	第11回新株予約権：総額19,812,000円（新株予約権1個当たり165,100円） 第12回新株予約権：総額52,000円（新株予約権1個当たり1,300円）
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,214,764,000円 但し、上記第1回無担保転換社債型新株予約権付社債による調達資金631,800,000円を合算した金額から発行諸費用概算額を控除した金額。
割当先	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

募集時における発行済株式数	8,289,700株
当該募集による潜在株式数	第11回新株予約権：1,200,000株（行使価額 1,053円） 第12回新株予約権：200,000株（行使価額 1,580円）
2018年4月9日時点における行使状況	第11回新株予約権：1,140,000株（残新株予約権数6個） 第12回新株予約権：0株（残新株予約権数40個）
2018年4月9日時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,214百万円
発行時における当初の資金使途	①MRX-4TZTの米国における臨床試験費用（480百万円） ②MRX-5DMLの非臨床試験、米国における臨床試験、及びその付帯費用（1,230百万円） ③米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用（504百万円） 但し、金額は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債による調達資金額を合算したものである。
発行時における支出予定時期	2016年7月～2018年10月
2018年4月9日時点における充当状況	割当先による第11回新株予約権に係る権利行使が行われたのが2018年2月から4月であるため、2018年4月9日時点において充当はありません。また、第11回新株予約権の一部（6個）については、2018年4月9日時点において権利行使がなく、第12回新株予約権の全部（40個）については、2018年4月9日時点において権利行使はありません。なお、本日付プレスリリース「第11回及び第12回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」とおり、当社は、2018年4月25日に、同日時点で残存する全ての第11回及び第12回新株予約権を取得し、取得後直ちに消却する予定です。

（5）ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の割当日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割を含みます。）、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物決済のいずれをも含みます。）その他の取引を行うこと、③当社の指示により行為する法人若しくは個人に①若しくは②に定める行為を行わせること、又は、④①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表することを行わない旨合意しています。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいますが、

当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役その他の役員及び使用人に対して発行される新株予約権（但し、その目的である株式数が合計 1,000,000 株を上回らない範囲とし、かつ、その行使期間が 2019 年 4 月 1 日以降を始期とするものに限ります。）並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるものを除きます。

11. 発行要項

別添資料をご参照ください。

以 上

(別添)

株式会社メドレックス第13回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メドレックス第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金9,875,000円
3. 申込期間 2018年4月26日
4. 割当日及び払込期日 2018年4月27日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2)当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 25,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金395円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.95円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,744円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正 2018年5月1日以降、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取

引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は1,047円とし、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（以下に定義する。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を発行する場合（無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

② 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対

し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間 2018年5月1日から2019年5月1日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得条項 (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。）に、本新株予約権1個当たり395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 (3) 当社は、2019年5月1日に、本新株予約権1個当たり395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を發行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を發行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株券の交付方法 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
 本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金395円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2018年4月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
20. 行使請求受付場所
 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
21. 払込取扱場所
 株式会社中国銀行 三本松支店
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
24. その他
 (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 (2)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 (3)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 (4)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上